

パラスポーツ競技用具貸出要項

1 目 的

千葉市は、スポーツの振興を目的に、パラスポーツ競技用具（以下「用具」という。）の貸出しをする。

2 貸出先

市内に住所を有する個人または団体を貸出の対象とする。

3 貸出対象物品

別表１のとおり

4 用具の貸出・返却場所

施設名	住所	電話番号
ちばぎんアリーナ	千葉市中央区問屋町 1-20	043-241-0006
千葉公園総合体育館	千葉市中央区弁天町 4-1-2	043-253-8050
花島公園体育館	千葉市花見川区花島町 308	043-286-8825
宮野木スポーツセンター体育館	千葉市稲毛区宮野木町 2150-4	043-258-9690
みつわ台体育館	千葉市若葉区みつわ台 3-3-1	043-287-3730
古市場体育館	千葉市緑区古市場町 474-277	043-265-3005
高洲スポーツセンター体育館	千葉市美浜区高洲 4-2-2	043-279-9235

※返却場所は貸出場所と同一の施設とする

5 借用申請について

借用申請は、事前に各施設に電話等で借用の可否の問い合わせを受け、借用が可能であるときは、その施設にて、借用申請を受け付けるものとする。申請は借用申請書（様式第 1 号）にて行うものとする。

6 申請受付期間

原則、借用日の2箇月前から7日前までとする。

7 貸出時期及び期間

千葉市の事業に支障の無い時期に限り貸出すものとし、貸出期間は、貸出日・返却日を含めて1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

8 禁止事項

- (1) 貸出用具の転貸
- (2) 営利を目的としたイベント等での使用
- (3) 競技用車いすについては、個人若しくは団体が大会等に参加する目的での使用

8 使用料

使用料は無料とする。

9 紛失破損

申請者において用具を紛失または破損した場合の損害は、原則として申請者の負担とする。

10 事故の免責

千葉市及び千葉市スポーツ施設指定管理者は用具の貸出中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要項は、平成30年11月1日から施行する。

附則 この要項は、平成31年2月15日から施行する。

附則 この要項は、令和元年6月1日から施行する。

附則 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

附則 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

用具名 貸出・返却		ちばぎんアリーナ	千葉公園総合体育館	花島公園体育館	宮野木スポーツセンター体育館	みつわ台体育館	古市場体育館	高洲スポーツセンター体育館
バスケットボール	競技用車いす	10 台	6 台	6 台	6 台		6 台	6 台
	競技用車いす(子ども用)	3 台						
	ゴール(セストボール用)	2 台						
ボッチャ	ボールセット	4 セット		3 セット	3 セット	3 セット	3 セット	3 セット
	簡易コート	4 枚		3 枚	3 枚	3 枚	3 枚	3 枚
シッティングバレーボール (ネット、ポール、アンテナ)		1 式						
ゴールボール	ゴール	1 式						
	ボール	10 個						
	アイシェード	6 個						
フライングディスク	ディスク 50 枚	1 セット			1 セット			
	アキュラシーゴール	3 台			2 台			
ペガーボール		1 式		1 式	1 式	1 式	1 式	1 式